

長野県上田建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年7月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年6月25日

長野県上田建設事務所長 戸谷勝彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 254号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市宮沢字反下94番の2地先から 上田市宮沢字戸羽377番の3地先まで	旧	6.5~10.0 m	0.3200 km
同 上	新	10.0~33.0	0.3200

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年7月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年6月25日

長野県諏訪建設事務所長 河西明彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岡谷茅野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪市大字湖南字中河原6561番の1地先から 諏訪市大字湖南字南澤通3473番の4地先まで	旧	6.0~35.0 m	1.5180 km
同 上	新	11.0~17.5	1.5180

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年7月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年6月25日

長野県上田建設事務所長 戸谷勝彦

- 1 路線名 一般国道254号

- 2 供用を開始する区間

上田市宮沢字反下94番の2地先から

上田市宮沢字戸羽377番の3地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成24年6月25日

道路管理課



公告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による危険物取扱者講習を次のとおり実施します。

平成24年6月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 日時及び会場

別表のとおりとします。

- 2 講習対象者

消防法第13条の23に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者とし、講習区分ごとの対象者は、次の表のとおりとします。

ただし、現に危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者であっても受講することができます。

講習区分	講習の対象となる危険物取扱者
給油取扱所講習	給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者
一般（その他）講習	給油取扱所以外の施設において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者

- 3 講習科目及び科目ごとの講習時間

(1) 危険物関係法令に関する事項 1時間

(2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

- 4 受講手続

(1) 提出期間及び提出書類

受講しようとする者は、別表に定める提出期間内に、危険物取扱者保安講習受講申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

(2) 手数料

手数料（4,700円）は、長野県収入証紙により（申請書に貼って、消印しないこと。）納付してください。

(3) 提出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2

社団法人長野県危険物安全協会

電話 026-235-2790

- 5 その他

(1) 講習当日は、危険物取扱者免状を持参し、受付に提示してください。

(2) 申請書の用紙の交付請求及び講習についての問い合わせは、最寄りの消防本部（署）又は社団法人長野県危険物安全協会にしてください。

(3) この申請書によって収集する個人情報は、危険物取扱者保安

講習の実施及び危険物取扱者免状の写真書換期限のお知らせのために利用し、長野県個人情報保護条例の規定にある場合を除き、他の目的には利用いたしません。

(別表) (1、4関係)

開催日	講習会場	受付時間及び講習時間		申請書提出期間	
		給油取扱所講習	一般(その他)講習		
平成24年	8月3日(金)	飯田市 飯田勤労者福祉センター	受付時間 8:30~9:00	受付時間 12:30~13:00	平成24年 6月11日(月)~ 7月6日(金)
	8月9日(木)	上田市 上田創造館	講習時間 9:00~12:00	講習時間 13:00~16:00	
	8月17日(金)	木曾町 木曾合同庁舎			
	8月23日(木)	中野市 北信合同庁舎			
	8月28日(火)	諏訪市 諏訪合同庁舎			
	9月3日(月)	松本市 松本勤労者福祉センター			
	9月13日(木)	長野市 長野県自治会館	平成24年 8月20日(月)~ 9月7日(金)		
	9月28日(金)	大町市 サン・アルプス大町			
	10月10日(水)	佐久市 佐久合同庁舎			
	10月18日(木)	伊那市 伊那文化会館			
	10月23日(火)	松本市 松本勤労者福祉センター			
	10月31日(水)	長野市 長野県自治会館			

消防課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月25日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
行政情報ネットワーク接続用機器 一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成24年10月1日から平成29年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
電話 026(235)7071

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年7月6日(金) 午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎2階パソコン実習室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

情報統計課情報システム推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年6月25日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アプライド・スカラスティックス・ジャパン

3 代表者の氏名

桐山由紀子

4 主たる事務所の所在地

飯田市羽場上河原2110番地9

5 定款に記載された目的

この法人は、次世代を担う青少年及び広く市民を対象とし、人生の向上に適用（APPLY アプライ）できる「勉強の技術」及び関連する技術等に基づき、確かな学び方や効率的な教育の在り方に係る教育支援活動を推進する。具体的には、基本原理とする「勉強の技術」に則る学習法や計画及び指導法並びに学習・教育に関連する技術等（以下『勉強の技術』等」という）の研究・展開により、児童生徒の学び支援から、家庭教育・学校教育との連携、地域社会の生涯学習活動、企業の実習や研修に至るまで、21世紀を豊かに生きる力としての学び方の育成・適用支援を通じ、個性輝く自己完成と我が国の文化及び社会経済の発展さらにはグローバル化に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年6月25日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州ソフトウェア協会

3 代表者の氏名

小穴一郎

4 主たる事務所の所在地

松本市大字惣社465番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、IT（情報処理技術）を学習しようとする人に対し、教育支援を行う。またITの利用を目指す人に対し、技術支援を行うことにより、地域社会へのIT普及を目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年6月25日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サークル円

3 代表者の氏名

長三枝子

4 主たる事務所の所在地

塩尻市広丘高出1892-2

5 定款に記載された目的

本法人は、地域に住む人々が自立して生活していける社会の実現を図るため、子育て支援事業及び、高齢者、障害を持つ人々の自立支援、在宅介護、家事援助等の事業を行い、それに係る人材の育成をし、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、平成24年6月7日、次の者を表彰しました。

平成24年6月25日

長野県知事 阿部 守一

産業功労者

井口 恒雄	荻原 正義	神藤 偉司
高木 武幸	滝沢 英雄	武重 茂雄
西沢 信男	羽毛田 盛雄	日置 恒明
細川 久	山田 益	由井 正隆
若林 邦彦	新井 徳二	渋谷 秀逸
畔上 晴光	小林 次雄	塚平 清俊
堀 雄一	矢野 源嗣	唐澤 光章
中村 益子	三澤 恭子	宮島 佐一
荻原 幸春		

産業功労団体

農事組合法人 北の原 福島棚田保存会 棚田の里 三部

地方自治功労者

服部 宏昭	石坂 千穂	小松 千万蔵
諏訪 光昭	島田 基正	福島 信行
依田 政人	浅見 昌敏	上原 憲
小山 岑晴	塩原 浩	下島 省吾
白木 俊嗣	古谷 秀夫	牧内 信臣
町田 五一郎	岩井 征太郎	上原 藤平
野村 弘	細田 佳伸	柳沢 昌雄

教育功労者

佐々木 清司

学術芸術文化功労団体

長野県考古学会

体育功労者

笹井 計知 下崎 慶一

消防功労者

市川 五郎	猪俣 正由	牛山 忠
返町 睦雄	西澤 文夫	東澤 洋一
横川 義男	吉原 英明	若宮 昭三
渡辺 一夫		

統計功労者

石井 茂子	井上 計治	今井 仁
内山 洋子	遠藤 さう子	大澤 幸子
大槻 静子	大見 新一	神谷 富子
月原 やす子	永田 昇子	蓮井 昭秋
福田 文幸	堀内 潭	柳澤 洋子

社会福祉功労者

上村 美枝 中邑 恵美子 櫻井 眞

社会福祉功労団体

松本城案内グループ

保健衛生功労者

荒川 信弘 色部 明男 笠原 克彦
高橋 俊博

卓越技能功労者

熊谷 次勇 篠原 武 宮澤 良弘

建設事業功労者

朝倉 平和 新井 典夫 藏谷 伸一
堀内 臣夫

環境保全功労者

岡本 甚市 三石 暉彌

環境保全功労団体

特定非営利活動法人 大平宿をのこす会

環境美化功労団体

大深山老人クラブ 辰野中学校生徒会

山岳遭難救助功労者

猪股 英彦 武田 弘美

防犯功労者

井出 精一

人事課

公告

県営下之城地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成24年6月25日

長野県知事 阿部 守一

- 縦覧に供する書類
県営下之城地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
平成24年6月26日から平成24年7月24日まで
- 縦覧の場所
東御市役所

農地整備課

出	連合会分担金					1,288				
	負担金払込金		24,352,656							
	掛金払込金		12,494,144							
	老人保健拠出金	122								
	退職者給付拠出金	634,695								
	前期高齢者納付金	2,775,340								
	後期高齢者支援金	2,589,483								
	介護納付金	1,089,853								
	他経理へ繰入	49,574				44,461			8,000	
	その他の支出	10,912			30,771	27,702	28,010	5,213	4,867	
	次年度支払準備金	1,073,311								
	計	16,420,854	36,846,800	176,291	405,039	579,884	179,375	150,221	23,646	286
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 312,930	0	0	20,829	126,153	△100,860	2,658	17,273	0	

市町村課